

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要（介護保険事業を行う法人全体のご説明）

事業者の名称	医療法人社団 川満恵光会
主たる事業所の所在地	〒178-0063 東京都練馬区東大泉 6-34-46
代表者名	理事長 川満 正夫
電話番号	Tel 03-3922-2912 Fax 03-3867-6651

〔法人施設・事業〕

介護保険事業	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所
医療保険事業	有床診療所、二次救急
委託事業	なし
その他事業	なし

2. 事業所の概要

事業所の名称	介護老人保健施設 みんなの笑顔 通所リハビリテーション
指定番号	1352080087 号
管理者氏名	施設長 古川 漸
所在地	〒178-0063 東京都練馬区東大泉 5-29-13
電話番号	Tel 03-3921-8787 Fax 03-3921-2527
建物及び居室	専有スペース (4048.03 m ²)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とご家族が自立した生活を取り戻し、安定した宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
運営の方針	要介護者等の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

4. 事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数はつぎのとおりとなり、必要職については法令の定める通りです。

職 種	人 員
管理者・医師(兼務)	1人以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3人以上
看護師	1人以上
介護職	6人以上
管理栄養士	1人以上

5. 営業日および営業時間

営業日	月～金（祝日含む）	休業日	土曜、日曜、年末年始（12月31日～1月3日）
営業時間	午前8時～午後5時30分		

6. サービス提供時間

午前8時30分から午後5時00分

7. 利用定員

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は、60人(要支援含む)と定めています。

8. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された。

9. 利用料：総単位数×地域単価×1割（または2割・3割）＝自己負担額

【地域単価は1単位＝11.1円（1級地）】

(1) -1：要支援1・2の場合の介護保険該当利用料1月につき

令和6年6月～

介護度	単 位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
要支援1	2268 単位	約2,518円	約5,035円	約7,553円
要支援2	4228 単位	約4,693円	約9,386円	約14,079円

加算項目	単 位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
退院時共同指導加算（/1回のみ）	600 単位	約666円	約1,332円	約1,998円
生活行為向上リハビリテーション実施加算（6ヶ月以内）	562 単位	約624円	約1,248円	約1,872円
栄養アセスメント加算	50 単位	約56円	約111円	約167円
栄養改善加算	200 単位	約222円	約444円	約666円
口腔・栄養スクリーニング加算 I	20 単位	約23円	約23円	約67円
（6月につき1回を限度） II	5 単位	約6円	約11円	約17円
口腔機能向上加算 I	150 単位	約167円	約333円	約500円
（月につき1回を限度） II	160 単位	約178円	約356円	約533円
一体的サービス提供加算	480 単位	約533円	約1,066円	約1,599円
科学的介護推進体制加算	40 単位	約45円	約89円	約134円
利用を開始した日の属する月から 要支援1	-120 単位	-約134円	-約267円	約400円
12ヶ月を超えた期間に利用した場合 要支援2	-240 単位	-約267円	-約533円	-約800円
サービス提供 要支援1	88 単位	約98円	約196円	約293円
体制強化加算（I） 要支援2	176 単位	約196円	約391円	約586円
サービス提供 要支援1	72 単位	約80円	約160円	約240円
体制強化加算（II） 要支援2	144 単位	約160円	約320円	約480円
サービス提供 要支援1	24 単位	約27円	約54円	約80円
体制強化加算（III） 要支援2	48 単位	約54円	約107円	約160円
介護職員等处遇改善加算	所定単位×(86/83/66/55)/1000			
高齢者虐待防止未実施減算	-1/100			
業務継続計画未策定減算	-1/100			

(1) ー2 : 要介護 1～5 の場合の介護保険該当利用料 1 日につき

令和 6 年 6 月～

【通常規模型】 750 名迄/月

	介護度	単 位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1 時 間 2 時 間	1	369 単位	約410円	約819円	約1,229円
	2	398 単位	約442円	約884円	約1,326円
	3	429 単位	約477円	約953円	約1,429円
	4	458 単位	約509円	約1,017円	約1,525円
	5	491 単位	約545円	約1,090円	約1,635円
2 時 間 3 時 間	1	383 単位	約426円	約851円	約1,276円
	2	439 単位	約488円	約975円	約1,462円
	3	498 単位	約553円	約1,106円	約1,659円
	4	555 単位	約616円	約1,232円	約1,848円
	5	612 単位	約680円	約1,359円	約2,038円
3 時 間 4 時 間	1	486 単位	約540円	約1,079円	約1,619円
	2	565 単位	約628円	約1,255円	約1,882円
	3	643 単位	約714円	約1,428円	約2,142円
	4	743 単位	約825円	約1,650円	約2,475円
	5	842 単位	約935円	約1,870円	約2,804円
4 時 間 5 時 間	1	553 単位	約614円	約1,228円	約1,842円
	2	642 単位	約713円	約1,426円	約2,138円
	3	730 単位	約811円	約1,621円	約2,431円
	4	844 単位	約937円	約1,874円	約2,811円
	5	957 単位	約1,063円	約2,125円	約3,187円
5 時 間 6 時 間	1	622 単位	約691円	約1,381円	約2,072円
	2	738 単位	約820円	約1,639円	約2,458円
	3	852 単位	約946円	約1,892円	約2,838円
	4	987 単位	約1,096円	約2,191円	約3,287円
	5	1120 単位	約1,244円	約2,487円	約3,730円
6 時 間 7 時 間	1	715 単位	約794円	約1,588円	約2,381円
	2	850 単位	約944円	約1,887円	約2,831円
	3	981 単位	約1,089円	約2,178円	約3,267円
	4	1137 単位	約1,262円	約2,524円	約3,786円
	5	1290 単位	約1,432円	約2,864円	約4,296円

【大規模型】 750 名以上/月

	介護度	単 位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1 時 間 2 時 間	1	357 単位	約397円	約793円	約1,189円
	2	388 単位	約431円	約862円	約1,292円
	3	415 単位	約461円	約922円	約1,382円
	4	445 単位	約494円	約988円	約1,482円
	5	475 単位	約528円	約1,055円	約1,582円
2 時 間 3 時 間	1	372 単位	約413円	約826円	約1,239円
	2	427 単位	約474円	約948円	約1,422円
	3	482 単位	約535円	約1,070円	約1,605円
	4	536 単位	約595円	約1,190円	約1,785円
	5	591 単位	約656円	約1,312円	約1,968円
3 時 間 4 時 間	1	470 単位	約522円	約1,044円	約1,566円
	2	547 単位	約608円	約1,215円	約1,822円
	3	623 単位	約692円	約1,383円	約2,075円
	4	719 単位	約798円	約1,596円	約2,394円
	5	816 単位	約906円	約1,812円	約2,718円
4 時 間 5 時 間	1	525 単位	約583円	約1,166円	約1,749円
	2	611 単位	約679円	約1,357円	約2,035円
	3	696 単位	約773円	約1,545円	約2,318円
	4	805 単位	約894円	約1,787円	約2,681円
	5	912 単位	約1,013円	約2,025円	約3,037円
5 時 間 6 時 間	1	584 単位	約649円	約1,297円	約1,945円
	2	692 単位	約769円	約1,537円	約2,305円
	3	800 単位	約888円	約1,776円	約2,664円
	4	929 単位	約1,032円	約2,063円	約3,094円
	5	1053 単位	約1,169円	約2,338円	約3,507円
6 時 間 7 時 間	1	675 単位	約750円	約1,499円	約2,248円
	2	802 単位	約891円	約1,781円	約2,671円
	3	926 単位	約1,028円	約2,056円	約3,084円
	4	1077 単位	約1,196円	約2,391円	約3,587円
	5	1224 単位	約1,359円	約2,718円	約4,076円

※大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所は通常規模型と同等の評価をう

- ・リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の 80%を超えていると
- ・利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が 10 : 1 以上であること

加算項目		単 位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
退院時共同指導加算 (1回のみ)		600 単位	約666円	約1,332円	約1,998円
リハビリテーション マネジメント 加算	イ 6ヶ月以内	560 単位	約622円	約1,244円	約1,865円
	6ヶ月以降	240 単位	約267円	約533円	約800円
	ロ 6ヶ月以内	593 単位	約659円	約1,317円	約1,975円
	6ヶ月以降	273 単位	約303円	約606円	約909円
	ハ 6ヶ月以内	793 単位	約881円	約1,761円	約2,641円
	6ヶ月以降	473 単位	約525円	約1,050円	約1,575円
	事業所医師が利用者又は家族に説明し 利用者の同意を得た場合		270 単位	約300円	約600円
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110 単位	約123円	約245円	約367円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (1週に2回迄)		240 単位	約267円	約533円	約800円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (1月に1回)		1920 単位	約2,132円	約4,263円	約6,394円
生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算		1250 単位	約1,388円	約2,775円	約4,163円
栄養アセスメント加算		50 単位	約56円	約111円	約167円
栄養改善加算 (1月に2回まで)		200 単位	約222円	約444円	約666円
口腔・栄養スクリーニング加算	I	20 単位	約23円	約45円	約67円
	II (6月につき1回を限度)	5 単位	約6円	約11円	約17円
口腔機能向上加算	I	150 単位	約167円	約333円	約500円
口腔機能向上加算	II (イ)	155 単位	約172円	約344円	約516円
(1月に2回を限度)	II (ロ)	160 単位	約178円	約356円	約533円
入浴介助加算	I	40 単位	約45円	約89円	約134円
入浴介助加算	II	60 単位	約67円	約134円	約200円

中重度者ケア体制加算（1日につき）	20 単位	約23円	約45円	約67円
移行支援加算（1日につき）	12 単位	約14円	約27円	約40円
科学的介護推進体制加算	40 単位	約45円	約89円	約134円
サービス提供体制Ⅰ	22 単位	約25円	約49円	約74円
強化加算Ⅱ	18 単位	約20円	約40円	約60円
（1回につき）Ⅲ	6 単位	約7円	約14円	約20円
理学療法士等体制強化加算	30 単位	約34円	約67円	約100円
リハビリテーション 提供体制加算	3時間以上4時間未満	12 単位	約14円	約27円
	4時間以上5時間未満	16 単位	約18円	約36円
	5時間以上6時間未満	20 単位	約23円	約45円
	6時間以上7時間未満	24 単位	約27円	約54円
	7時間以上	28 単位	約31円	約62円
送迎減算 （事業所が送迎を行わない場合、片道につき）	-47 単位	-約52円	-約104円	-約156円
介護職員等処遇改善加算	所定単位×（86/83/66/55）/1000			
高齢者虐待防止未実施減算	-1/100			
業務継続計画未策定減算	-1/100			

(2) 通常のサービスの実施地域

練馬区	東大泉 1～7 丁目、西大泉 1～6 丁目 南大泉 1～6 丁目、大泉学園町 1～8 丁目、大泉町 4～6 丁目、 石神井台 1～8 丁目、石神井町 1～8 丁目、上石神井 2～4 丁目、 関町北 4～5 丁目、関町東 2 丁目、三原台 1・3 丁目
西東京市	下保谷 3・4 丁目、東町 4・5 丁目、富士町 2・3 丁目
新座市	栄 3～5 丁目、片山 2・3 丁目、池田 4 丁目

※交通費 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、その実費を徴収する。

実施地域を越えてから、1 kmあたり 200 円+消費税の往復分

(3) その他（保険外利用料）※介護保険給付対象外サービスの利用料は全額自己負担となります。

種類	内容	料金
昼食代	通常食 イベント食	700円/1食 上記に+200円
おやつ代	おやつ	180円/1回
珈琲代	コーヒー	100円/1杯
オムツ代	リハビリパンツ 尿取パット	60円/1枚 30円/1枚
レクリエーション等	レクリエーション参加等にかかる費用	実費
消耗品費	衛生消耗品・日常消耗品 おしぼり・ティッシュ・消毒等	150円/1日利用 100円/上記以外

※レクリエーション材料費、行事費はお知らせした上で、別途いただくことがあります。

(4) キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先：直通 03-3921-8787)

- ① 前日 17 時までにご連絡いただいた場合は無料です。
- ② 前日 17 時以降のキャンセルは、いかなる理由の場合でもキャンセル料をいただきます。
- ③ 来所後に体調不良等で、1 時間以内に早退した場合はキャンセル料をいただきます。

キャンセル料			
前日	17時まで	全てのコース	無料
前日	17時以降	昼食あり 通常食	700円
		イベント食	900円
		おやつ(希望者)	180円

(5) サービス提供の記録

- ① 事業者は、サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録します。
- ② 利用者から申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を
当該利用者に対して、翌営業日以降に提供します。ただし、複写に際しては、次の額を頂きます。
複写料…1通10円

10. (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの内容

(1) (介護予防) 通所リハビリテーションサービスの内容は次のとおりとします。

- ① 通所リハビリテーション
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 送迎
- ⑤ バイタルチェック
- ⑥ 運動器・口腔機能向上
- ⑦ 栄養アセスメント・栄養改善
- ⑧ リハビリマネジメント

(2) (介護予防) 通所リハビリテーションは、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

① 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他
利用者の状態の改善

② 訓練等

- (a) 運動療法・物理療法
- (b) 日常生活動作・手段的日常生活動作訓練
- (c) 集団体操・レクリエーション
- (d) パワーリハビリ
- (e) 自主トレーニング
- (f) マッサージ
- (g) 利用者及びその家族による日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言
- (h) 自宅内の環境調整

11. (介護予防) 通所リハビリテーション計画書の作成について

- (1) 医師等の従業者は、診療または運動機能もしくは作業能力に係る検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な(介護予防)通所リハビリテーションの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- (2) (介護予防)通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画及び介護予防計画(以下「ケアプラン」)が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成する。なお、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成後にケアプランが作成された場合は、当該(介護予防)通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更します。
- (3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該通所リハビリテーション計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ます。
また、その実施状況や評価についても説明を行います。
- (4) 通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付します。
- (5) 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載する。

12. 事業所の利用に当たっての留意事項

事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- (1) 喫煙について、全館禁煙とします。
- (2) 火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- (3) 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。
これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- (4) 所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- (5) 金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。
その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- (6) 他利用者への迷惑行為は禁止です。
- (7) 差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。
- (8) 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用をお願いします。なお、体調が思わしくない場合にはその旨を職員に申し出て下さい。
- (9) サービスの利用に当たって、体調不良によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがあります。

13. サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお知らせ下さい。

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合

③ 利用者が亡くなられた場合

④ 利用者が、医療施設等へ入院または病気にて2ヶ月以上にわたりサービスが休止したとき

(4) 健康上の理由による中止

① 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更又は、中止することがあります。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。

④ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただく場合もあります。

(5) その他

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族な

どに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書

で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

② 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

※サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振替ができます。

但し、この場合、振替日の利用定員を超えるときは利用できません。

14. 非常災害対策

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- (2) 防火管理者は、事業所より任命します。
- (3) 火元責任者は、事業所職員を充てます。
- (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (5) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (6) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- (7) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底—随時
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。虐待防止委員会委員会を管理者とする

16. 業務継続に向けた取組

事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

17. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行うこととする。

18. ハラスメント対策

事業者は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととする。

19. 介護保険者証の確認

事業者は、サービスの利用時に、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確認します。

20. 要介護認定の申請等に係る援助

- (1) 事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申し込み者に対しては、当該利用申し込み者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (2) 事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行います。

21. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 事業者は、(介護予防)通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密に連携します。
- (2) 事業者は、(介護予防)通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密に連携します。

22. 緊急時等における対応

- (1) 従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (4) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

利用者の主治医又は事業所医師へ連絡を行い、指示に従います。また緊急連絡先および居宅介護支援事業所等に連絡いたします。		
主治医	病院・診療所名	
	医師名	
	電話番号	
緊急連絡先 1	氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	自宅) 携帯)
緊急連絡先 2	氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	自宅) 携帯)

23. 苦情相談窓口

(1) 事業者苦情等相談窓口

責任者	事務長 遠藤 茂
利用時間	土曜・日曜・祭日を除く 午前9時～午後5時
電話番号	03-3921-2525
Fax 番号	03-3921-2527

(2) 外部苦情等相談窓口

市区町村	練馬区介護保険課
電話番号	03-3993-1111（代表）

都道府県	東京都国民健康保険団体連合会
電話番号	03-6238-0177（苦情直通）
相談時間	土曜・日曜・祭日を除く 午前9時～午後5時

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各署名して1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします（なお、署名は契約書に一括して行います）。